

令和2年(ワ)第1555号 国家賠償請求事件

原告

被告

国

原告代理人意見陳述

2020年10月7日

大阪地方裁判所 第17民事部 合議2F係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大 森 景



1971年、アメリカ、スタンフォード大学の地下室で、心理学者フィリップ・ジンバルド（Philip Zimbardo）によって、ある実験がおこなわれました。

ジンバルド教授は、学生21人を2つのグループに分けました。そして、一方を看守役に、一方を囚人役として、役割を与えて生活させました。すると、看守役は、指示されていなかったにもかかわらず、囚人役に対して徐々に権力的に振る舞うようになり、反抗する囚人役に対してトイレ掃除・独房監禁・断眠などの罰を与えるようになり、さらには禁止されていた暴力を振るうまでに至りました。看守役も、つい数日前までは、囚人役と同じ、普通の学生だったのにです。

この実験が示唆するように、何も介入しなければ、権力関係はエスカレートしてしまう危険があるのです。入国管理局における収容についても同じような危険があるのではないのでしょうか。

日本の入国管理局においても、収容者に対する人権侵害事件は後を絶ちません。先日、大阪入国管理局における ██████████ 氏に対する暴行事件について、国が責任を認める和解が成立しました。この事案には、本件と同じ入管職員が関与していました。また、大阪入管以外でも、同種の事案が相次いでいます。現在、東日本入国管理センターに収容されていた ██████████ 人男性、東京入国管理局に収容されていたブラジル人男性やコンゴ人女性なども、入管職員に暴力的に制圧されたと訴えています。

本件でも、ここにいる ██████████ 氏が入管職員から暴力的な制圧を受けました。そして、██████████ 氏は、保護室に収容され、後ろ手に手錠をさせられた状態で放置されました。一晩中、14時間以上にわたってです。しかも、██████████ 氏は、その間、手錠を確認するという名目で、朝まで1時間ごとにたたき起こされ、睡眠を取ることすらままならない状態におかれまして。

制圧行為と傷害結果との因果関係は、主要な争点ではありません。その後におこなわれた行為こそが主要な争点なのです。

国は、保護室における対応は戒具の使用要領に従ったものであり、問題はない、と主張しています。確かに、戒具の使用要領においては、「1時間に1回以上、手首、腰部等の緊縛部位について異常の有無を確認する」こととされています。しかし、この裁判で問われているのは、そのような法務省通達への当てはめの問題ではありません。

日本国憲法においては基本的人権の保障がうたわれています。憲法36条は公務員による拷問を明確に禁止しています。憲法のほか、日本も批准している自由権規約や拷問等禁止条約、そして国連決議である国連被拘禁者処遇最低基準規則（マン

デラ・ルール)などの法規範も存在しています。この裁判では、■■■■氏が受けた扱いが、これらに照らして許される行為なのか、その点こそが問われているのです。

私が、海外に住んでいる人に日本の未決勾留や入管収容の実情を話すと、皆、驚きます。彼らは言います。「私たちが生きているのは中世じゃない。本当に日本でそんなことがおこなわれているのか。」と。

好ましくない者、問題のある者に対して、どのような対応をするかという点には、人権感覚が如実に表れます。今回の■■■■氏は、確かに模範的な行動をしていたわけではありません。入管からすれば、反抗的な被収容者であったでしょう。しかし、だからといって、このような状態に被収容者をおくことが、はたして許されてよいのでしょうか。

この裁判の結果は、日本の裁判所が、どのような人権感覚を有しているかを示すことになります。そして、もし仮に■■■■氏に対する行為を適法と判断するようなことがあれば、このような行為は今後も繰り返され、さらにエスカレートしていきかねません。この国がどのような国であることを望むのか、それを考えていただきたい。

この裁判では、このようなことを念頭に、審理していただきたいと思います。

以上